

現代日本の財政政策と財務省の政策思想 (X)

——『図説 日本の財政』を素材にして——

梅原英治*

(目次)

はじめに

第1章 『図説 日本の財政』の創刊と『経済自立5ヶ年計画』

第2章 『図説 日本の財政』の「書誌学」的整理

第3章 『図説 日本の財政』の章別構成の推移と特徴

1. 『図説 日本の財政』の起点——1955～57年度版の推移と特徴

2～8. 『図説 日本の財政』の展開(1)～(7)

9. 『図説 日本の財政』の展開(8)——1997～2004年度版の推移と特徴

(1) 1997年度版～(3) 1999年度版 (以上, 第64巻第5号～第66巻第3号)

(4) 2000年度版～(9) 小括 (以上, 本号)

第3章 『図説 日本の財政』の章別構成の推移と特徴(続き)

9. 『図説 日本の財政』の展開(8)——1997～2004年度版の推移と特徴

(4) 2000年度版(竹内 洋編)

2000年度版の編集は竹内洋氏が担当された。竹内氏の担当はこの年度だけである。竹内氏の肩書きなどは一切明記されず、「はしがき」で、「本書は、大蔵省大臣官房総合政策課等に勤務する者が、休日などを使って執筆したものです。」¹²⁴⁾の一文が掲げられているのを見て、ようやく本書が大蔵省関係者による編著作物であること、部課名が前年度までの「大蔵省大臣官房調査企画課」から「大蔵省大臣官房総合政策課」に変わったことが分かる。

2000年度版の章別構成は以下の通りである。

はしがき(2)

目次(20)

第I部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能(4)

第2章 財政をめぐる理論(31)

* 本学経済学部教授

124) 『図説 日本の財政』2000年度版, はしがき, i ページ。

- 第3章 財政の現状 (24)
- 第Ⅱ部 財政の仕組み
 - 第1章 日本の財政制度 (20)
 - 第2章 財政投融资 (14)
 - 第3章 地方財政 (7)
 - 第4章 国庫金制度 (4)
- 第Ⅲ部 平成12年度予算
 - 第1章 総説 (20)
 - 第2章 歳入の概要と税制改正 (11)
 - 第3章 社会保障の構造改革 (23)
 - 第4章 文教及び科学技術の振興 (12)
 - 第5章 社会資本の整備 (19)
 - 第6章 経済協力 (11)
 - 第7章 防衛力の整備 (11)
 - 第8章 中小企業施策の推進 (8)
 - 第9章 農林水産業の振興 (6)
 - 第10章 エネルギー対策の推進 (6)
 - 第11章 その他の主要施策 (3)
 - 第12章 国債費 (2)
 - 第13章 地方財政 (5)
 - 第14章 平成12年度財政投融资計画 (6)
- 第Ⅳ部 わが国財政のあゆみ (15)
- 第Ⅴ部 欧米諸国の財政
 - 第1章 アメリカ (21)
 - 第2章 イギリス (10)
 - 第3章 ドイツ (12)
 - 第4章 フランス (11)
- 資料編 (46)

「はしがき」で編者の竹内氏は、「わが国経済は、バブル経済の崩壊後、長きにわたる低迷を続け、平成9年秋以降は、金融機関の相次ぐ破綻や、アジア通貨・経済危機の影響を受け、きわめて深刻な事態を迎えました。そのような状況の下、政府は累次にわたる経済対策や、金融システム安定化策など、景気回復に向けた取組みを積極的に進めてきました。それらの施策の結果、わが国経済は最悪期を脱し、現在、緩やかな改善が続いています。しかし一方で、そこに至る^(ママ)課程での積極的な財政出動は、国・地方合わせて845兆円という未曾有の債務残高(12年度末見込み)という結果をもたらしていることも忘れてはなりません」と述べるとともに、経済のグローバル化、「IT革命」、少子高齢化の進展の

ような「社会の動きに対し、政府として今後の確な対応をとっていくためにも、財政のあり方について、厳しい現状を踏まえ、幅広い観点から国民的な議論を行っていく必要があります」と訴えた上で、「本書は、平成12年度予算を紹介するとともに、財政の役割やその仕組み、財政政策をめぐる議論、わが国財政のあゆみ、諸外国の財政などの要点を、図表をまじえながら簡潔・平易に説明することを目標に編集しております。本書の刊行は、今回で46回目を迎えました。限られた紙面ではありますが、引き続き内容の改善を試み、読みやすいものとなるよう努力しております。本書によって、少しでも多くの方々に財政の現状やこれからの役割についてご理解をいただき、また、財政のあり方について、身近な問題としてお考えいただく一助となることを、執筆者一同願っております」と述べられている¹²⁵⁾。

「内容の改善」個所について具体的に述べられていないが、前年度版からの変更点を整理すると、以下の通りである。

① 第I部第1章では、「付論 新SNAにおける公的部門の扱い」が削除され、第3章「財政の現状」第1節「財政の現状」の第2項「国民経済計算(SNA)における公的部門について」に移動された。

② 第I部第2章「財政をめぐる理論」では、内容が大幅に変更された(表3-16)。

前年度版では5節建てだったが、2000年度版では、第1節「財政学の発展」、第2節「裁量的な経済政策をめぐる理論」、第3節「ISバランス」、第4節「財政赤字の問題点」、第5節「世代間の受益と負担の公平性について」、第6節「課税をめぐる議論」という6節建てになった。第1節と第3節には項はなく、第2節は第1項「ケインズの考え方とケインズ経済学派」、第2項「古典派経済学によるケインズ経済学への批判」、第3項「ルーカルによる批判と合理的期待形成、現代の経済学」、付論「サプライサイド・エコノミックス」、第4項「ケインズ経済学に対する政治経済学からの批判」、第4節は第1項「金利の上昇とクラウディング・アウト」、第2項「財政のサステナビリティに対する市場の信認」、第3項「財政の硬直化」、第5節は第1項「リカード・バローの中立命題」、第2項「公債の負担をめぐる議論」、第3項「公的年金の財政制度」、第4項「世代会計」、第6節は第1項「基本原則」、第2項「租税体系」、第3項「課税の理論」で構成されている。

③ 第I部第3章「財政の現状」では、前年度版4節建てのうち、第3節「財政赤字の問題点」が第2章に移動し、第4節「財政構造改革」が「付論 「財政構造改革法」について」に集約されたため、2節建てになった。第1節「財政の現状」は第1項「わが国の財政の規模」、第2項「国民経済計算(SNA)における公的部門について」、第3項「財政赤字の国際比較」、第4項「これまでの財政状況」、第2節「財政の将来像の展望」は第1項「概要」、第2項「国民の受益と負担(国民負担率)からの将来展望」、第3項「財政構造改革の基本的考え方」、付論「「財政構造改革法」について」で構成されている。

④ 第II部第2章「財政投融资」では、前年度版では5節だったが、第3節「財政投

125) 同上。

表3-16 『図説 日本の財政』第I部第2章「財政をめぐる理論」の変更
(1999年度版から2000年度版へ)

1999年度版	2000年度版
1 財政学とは？ (1)財政学の成立 (2)財政学の発展——フィスカル・ポリシー論の登場 (3)現代の財政学 (4)本書における構成 2 フィスカル・ポリシーをめぐる理論 (1)ケインズ経済学におけるフィスカル・ポリシー論 (2)ケインズ経済学に対する理論的批判——古典派のマクロ経済学 (参考)サプライサイド・エコノミックス (3)ケインズ経済学に対する理論的批判——ブキャナン＝ワグナーの「政治経済学」 (4)その後の展開 (参考)ケインズ政策の評価 (5)フィスカル・ポリシーの効果——シミュレーション分析 (付論)ISバランス 3 財政赤字の問題点 (1)中期的な経済成長への影響 } 第I部第3章第3節 (2)世代間の公平性の問題 } (参考)世代会計 4 公債政策をめぐる理論 (1)同一世代内での公債政策の効果——リカードの中立命題の成否 (2)将来世代への公債政策の効果——バローの中立命題の成否 5 公的年金をめぐる議論 6 課税をめぐる議論 (1)基本原則 (2)租税体系 (3)課税の理論	1 財政学の発展 2 裁量的な経済政策をめぐる理論 (1)ケインズの考え方とケインズ経済学派 (2)古典派経済学によるケインズ経済学への批判 (3)ルーカールによる批判と合理的期待形成、現代の経済学 (付論)サプライサイド・エコノミックス (4)ケインズ経済学に対する政治経済学からの批判 3 ISバランス 4 財政赤字の問題点 (1)金利の上昇とクラウディング・アウト (2)財政のサステナビリティに対する市場の信認 (3)財政の硬直化 5 世代間の受益と負担の公平性について (1)リカード・バローの中立命題 (2)公債の負担をめぐる議論 (3)公的年金の財政制度 (4)世代会計 6 課税をめぐる議論 (1)基本原則 (2)租税体系 (3)課税の理論

融資の役割」が削除され、第1節「はじめに」、第2節「財政投融資の概要」、第3節「財投計画の策定」、第4節「財政投融資制度の改革」の4節建てに変更された。第1節と第3節に項はなく、第2節は第1項「原資」、第2項「投融資」、第3項「財政投融資に関連する金利」、第4節は第1項「改革の経緯」、第2項「改革の概要」、第3項「財投制度改革法案（資金運用部資金法等の一部と改正する法律案）等」で構成されている。

⑤ 第II部第4章「国庫金制度」第2節「財政資金対民間収支」では、前年度版では2つの項に区分されていたが、2000年度版では項が置かれなくなった。

⑥ 第III部第1節「総説」では、第1節については、前年度版にあった「参考」や「付論」が削除された。第3節「平成12年度予算概要」は第1項「平成12年度予算の特色」、第2項「ミレニアム・プロジェクト」、第3項「財政制度審議会「制度改革・歳出合理化

の方策に関する報告」, 第4項「主要な経費」で構成されている。

⑦ 第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」では, 第2節「税制改正」と第3節「関税改正」の内容が年次改正に伴って変更された。第1節は第1項「民間投資等の促進」, 第2項「中小企業・ベンチャー企業の振興」, 第3項「年金税制」, 第4項「法人関係税制」, 第5項「社会経済情勢の変化への対応」, 第6項「その他の租税特別措置」, 第7項「その他」, 第3節は第1項「原油等の関税改正」, 第2項「個別品目の関税率の改正」, 第3項「減税・戻し税・還付制度の改正」, 第4項「暫定税率の適用期限の延長」, 第5項「簡易申告制度の導入」, 第6項「その他」で構成されている。

⑧ 第Ⅲ部第3章「社会保障の構造改革」では, 第2節「基礎知識」のうち, 第4項以下が変更され, 第4項「医療保険制度」, 第5項「年金制度」, 第6項「高齢者福祉サービス」, 第7項「少子化対策」, 第8項「雇用対策の推進」になった。

⑨ 第Ⅲ部第5章「社会資本の整備」では, 第2節「基礎知識」に第7項「PFIの推進」が追加され, 6節建てから7節建てになった。

⑩ 第Ⅲ部第6章「経済協力」では, 第3節「平成12年度予算における経済協力」第7項が, 特殊法人改革によって, 1999年10月1日に海外経済協力基金が日本輸出入銀行と統合されて「国際協力銀行」となったため, 前年度版までの「海外経済協力基金等出資金(借款)」から「国際協力銀行出資金(借款)」へ変更された。

⑪ 第Ⅲ部第7章「防衛力の整備」では, 第2節「基礎知識」第3項の表題が, 前年度版「新中期防の概要」から2000年度版「現行中期防の概要」に変更された。

(5) 2001年度版(加藤治彦編)

2001年度版と次の2002年度版の編集は加藤治彦氏が担当された。加藤氏の肩書きは『図説』には記されておらず, 前年度版の「はしがき」にはあった「本書は, 大蔵省大臣官房総合政策課等に勤務する者が, 休日などを使って執筆したものです。」という一文も削除されてしまったので, 編著者がどういう人物たちなのかまったく不明という奇妙なことになってしまった。普通の市販本でも編著者の紹介くらいは記されているのがほとんどであるから, これは行き過ぎであろう。

2001年度版の章別構成は以下の通りである。

はしがき (2)

目次 (19)

第Ⅰ部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能 (4)

第2章 財政をめぐる理論 (31)

第3章 財政の現状 (24)

第Ⅱ部 財政の仕組み

第1章 日本の財政制度 (21)

- 第2章 財政投融资 (10)
- 第3章 地方財政 (7)
- 第4章 国庫金制度 (4)
- 第Ⅲ部 平成13年度予算
 - 第1章 総説 (18)
 - 第2章 歳入の概要と税制改正 (8)
 - 第3章 社会保障の構造改革 (24)
 - 第4章 文教及び科学技術の振興 (13)
 - 第5章 社会資本の整備 (20)
 - 第6章 経済協力 (11)
 - 第7章 防衛力の整備 (11)
 - 第8章 中小企業施策の推進 (8)
 - 第9章 農林水産業の振興 (6)
 - 第10章 エネルギー対策の推進 (7)
 - 第11章 国債費 (2)
 - 第12章 地方財政 (6)
 - 第13章 平成13年度財政投融资計画 (7)
- 第Ⅳ部 わが国財政のあゆみ (16)
- 第Ⅴ部 欧米諸国の財政
 - 第1章 アメリカ (21)
 - 第2章 イギリス (10)
 - 第3章 ドイツ (13)
 - 第4章 フランス (10)
- 資料編 (42)

「はしがき」で編者の加藤氏は、右肩上がりの経済の変容、少子高齢化の進展、経済のグローバル化やソフト化、情報化のような構造的諸課題への対処の必要性を述べるとともに、「財政構造改革について、中長期にわたる経済社会構造改革の一環として断行していくことが不可欠であります」と訴えた上で、「本書は、平成13年度予算を紹介するとともに、財政の役割やその仕組み、財政政策をめぐる議論、わが国財政のあゆみ、諸外国の財政などの要点を、図表をまじえながら、簡潔・平易に説明することを目標に編集しております。本書の刊行は、今回で47回目を迎えました。限られた紙面ではありますが、引き続き内容の改善を試み、読みやすいものとなるよう努力しております。本書によって、少しでも多くの方々に財政の現状やこれからの役割についてご理解をいただき、また、財政のあり方について、身近な問題としてお考えいただく一助となることを、執筆者一同願っております」と、後半部分は前年度版とほぼ同じことを書かれている¹²⁶⁾。

「内容の改善」個所は明示されていないが、前年度版と比べると、以下の変更点を挙げ

ることができよう。

① 大きな変更としては、前年度版第Ⅲ部第11章「その他の主要施策」が削除されたことである。理由は不明であるが、そのため、恩給関係費、物価対策、環境保全対策に関する記述が『図説』からなくなってしまった。

② 第Ⅱ部第2章「財政投融资」では、前年度版第3節「財政投融资計画の策定」が第2節「財政投融资の概要」に集約され、4節建てから3節建てに変更された。第1節「はじめに」は項はなく、第2節「財政投融资の概要」は第1項「財政投融资の対象」、第2項「財政投融资計画の策定」、第3節「財政投融资改革」は第1項「財政投融资改革の経緯」、第2項「財政投融资制度改革のポイント」で構成されている。

③ 第Ⅲ部第1章「総説」では、年次予算に合わせて、第3節「平成13年度予算の概要」は第1項「平成13年度予算の特色」、第2項「新たな発展基盤の構築に向けた重要課題への対応」、第3項「主要な経費」に変更された。

④ 第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」では、第2節「税制改正」と第3節「関税改正」が税制と関税の年次改正に対応して変更された。すなわち、第2節は第1項「企業組織再編成」、第2項「住宅税制」、第3項「中小企業投資促進税制等」、第4項「金融関係税制」、第5項「社会経済情勢の変化への対応」、第3節は第1項「特惠関税制度の改正」、第2項「個別品目の関税率の改正」、第3項「関税の減免税・還付制度の改正」、第4項「HS条約の改正にともなう関税率表の改訂」、第5項「暫定税率等の適用期限の延長」、第6項「税関行政面の改正」で構成されている。

⑤ 第Ⅲ部第3章「社会保障の構造改革」では、第1節「ポイント」に5つの項が設置された。すなわち、第1項「少子高齢化の進展」、第2項「社会保障給付と負担の増加」、第3項「将来にわたり維持可能な社会保障制度」、第4項「『社会保障構造の在り方について考える有識者会議』報告」、第5項「政府・与党社会保障改革協議会」である。また、第3節「平成13年度社会保障関係予算」に第7項「中央省庁等改革による施策等の融合化・効率化・一体的展開」が追加され、6項建てから7項建てになった。

⑥ 第Ⅲ部第4章「文教及び科学技術の振興」では、前年度版第1節「文教育算」と第2節「科学技術予算」が統合され、簡素化された。すなわち、2001年度版では、第1節「文教及び科学振興予算」は、第1項「ポイント」、第2項「基礎知識」、第3項「平成13年度文教及び科学技術振興関係予算の概要」となった。第2節「芸術・文化の振興」に変更はない。

⑦ 第Ⅲ部第5章「社会資本の整備」では、第3節「平成13年度公共事業関係予算」第3項に「鉄道」が追加され、表題が「道路、港湾、空港、鉄道（交通基盤）」に変更された。

⑧ 第Ⅲ部第7章「防衛力の整備」では、第2節「基礎知識」第3項の表題が「現行中期防の概要」から「新中期防の概要」に変更された（1999年度版に戻された）。

⑨ 第Ⅲ部第13章「平成13年度財政投融资計画」では、第2節が前年度版「平成12年度財政投融资計画の重要施策」から「平成13年度財政投融资計画のポイント」に変更され、内容も、第1項「財政投融资改革」、第2項「財政投融资の対象分野・事業の見直し」、第3項「現下の社会・経済情勢への的確な対応」に改められた。

2001年1月6日に中央省庁再編が施行されたが、予算編成過程はそれ以前に終了していたため、その影響は『図説』の構成にはほとんど表れていない。

(6) 2002年度版(加藤治彦編)

2002年度版も、前年度に引き続き、加藤治彦氏が編集担当された。2002年度版の章別構成は以下の通りである。

はしがき (2)

目次 (20)

第Ⅰ部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能 (5)

第2章 財政をめぐる理論 (34)

第3章 財政の現状 (25)

第Ⅱ部 財政の仕組み

第1章 日本の財政制度 (21)

第2章 財政投融资 (14)

第3章 地方財政 (7)

第4章 国庫金制度 (4)

第Ⅲ部 平成14年度予算

第1章 総説 (35)

第2章 歳入の概要と税制改正 (7)

第3章 社会保障の構造改革 (24)

第4章 文教及び科学技術の振興 (12)

第5章 社会資本の整備 (14)

第6章 経済協力 (10)

第7章 防衛力の整備 (11)

第8章 中小企業施策の推進 (8)

第9章 農林水産業の振興 (5)

第10章 エネルギー対策の推進 (7)

第11章 国債費 (2)

第12章 地方財政 (5)

第13章 平成14年度財政投融资計画 (10)

第Ⅳ部 わが国財政のあゆみ (16)

第V部 欧米諸国の財政
第1章 アメリカ (21)
第2章 イギリス (11)
第3章 ドイツ (15)
第4章 フランス (10)
資料編 (45)

「はしがき」で編者の加藤氏は、「わが国経済は、バブル経済崩壊後、長期にわたる低速を続けておりますが、この背景には、不良債権問題のほか、内外の構造変化が急速に進むなかで、経済社会のさまざまなシステムがうまく機能しなくなっていることがあると考えます。このような状況のなか、日本経済を活性化させ、わが国のもつ潜在力を発揮できる経済社会の枠組作りが求められています」との認識を示すとともに、前年度版と同様、「財政構造改革について、中長期にわたる経済社会構造改革の一環として断行していくことが不可欠であります」と訴えた上で、「本書は、平成14年度予算を紹介するとともに、財政の役割やその仕組み、財政政策をめぐる議論、わが国財政のあゆみ、諸外国の財政などの要点を、図表をまじえながら、簡潔・平易に説明することを目標に編集しております。本書の刊行は、今回で48回目を迎えました。かぎられた紙面ではありますが、引き続き内容の改善を試み、読みやすいものとなるよう努力しております。本書によって、少しでも多くの方々に財政の現状やこれからの役割についてご理解をいただき、また、財政のあり方について、身近な問題としてお考えいただく一助となることを、執筆者一同願っております」と前年度版とほぼ同じことを書かれている¹²⁷⁾。

「内容の改善」個所は明示されていないが、前年度版と比べると、以下の変更点を挙げることができよう。

① 第I部第1章「財政の役割と機能」では、前年度版の3つの節が第2節「財政の3機能」の各項とされ、第1節「財政とはなにか」が設けられた。この形は1996年度版に戻されたということである。財政の機能を述べる前に、そもそも「財政とはなにか」を記述するのは正当である。

② 第I部第2章「財政をめぐる理論」では、全6節のうち、前の4つの節が改訂された。第1節「財政学の歴史」(前年度版「財政学の発展」)に5つの項、すなわち、第1項「重商主義、官房学」、第2項「古典派財政学」、第3項「財政学の発展」、第4項「ケインズ理論」、第5項「現代財政学」が設けられた。

第2節「裁量的な経済政策をめぐる理論」では、前年度版の付論「サプライサイド・エコノミックス」を項として編入し、5項建て、すなわち、第1項「ケインズの考え方とケインズ経済学派」、第2項「ケインズ経済学への批判」、第3項「ルーカルによる批判と合理的期待形成、現代の経済学」、第4項「サプライサイド・エコノミックス」、第5項「ケ

127) 『図説 日本の財政』2002年度版、はしがき、iii ページ。

インズ経済学に対する政治経済学からの批判」に改訂された。

第3節は、表題が前年度版「I S バランス」から「I S バランス・アプローチ」に変更された。

第4節は、表題が前年度版「財政赤字の問題点」から「財政赤字に関する議論」に変更されるとともに、第3項に「非ケインズ効果」が追加され、3項建てから4項建てになった。

③ 第Ⅱ部第2章「財政投融资」では、内容が大幅に変更された。すなわち、第1節「はじめに」、第2節「財政投融资の概要」、第3節「財政投融资計画の策定」、第4節「財政投融资改革」、第5節「政策コスト分析」、第6節「行政改革及び特殊法人等改革」となった。第2節は第1項「財政投融资の対象」、第2項「財政投融资の原資」、第3項「財政投融资の金利」で構成されている。

④ 第Ⅲ部第1章「総説」では、経済財政諮問会議の設置に伴う予算編成過程の変容を反映して、内容が大幅に改訂された。3つの節で構成され、第1節「平成13年度の経済運営」は第1項「平成13年度の経済情勢」、第2項「平成13年度の経済財政運営」、第3項「デフレ問題への対応」、第4項「平成13年度の金融政策運営」、補論「金融政策をめぐるさまざまな議論」、第2節「平成14年度予算の編成」は第1項「予算編成と経済財政諮問会議」、第2項「平成14年度概算要求基準」、第3項「平成14年度予算編成の基本方針」、第4項「平成14年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、第5項「平成14年度政府予算案」、第3節「平成14年度予算の概要」は第1項「平成14年度予算の特色」、第2項「歳出の一層の効率化と予算配分の重点化」、第3項「主要な経費」で構成されている。

⑤ 第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」では、第2節「税制改正」と第3節「関税改正」が税制と関税の年次改正に対応して変更された。すなわち、第2節は第1項「連結納税制度」、第2項「中小企業関係税制」、第3項「金融・証券税制」、第4項「社会経済情勢の変化への対応」、第3節は第1項「関税率の改正」、第2項「関税の減免税・還付制度等の改正」、第3項「国際協定に基づく特別セーフガード制度の導入」、第4項「暫定税率等の適用期限の延長」で構成されている。

⑥ 第Ⅲ部第3章「社会保障の構造改革」では、第3節「平成14年度社会保障関係予算」で、前年度版に追加された第7項「中央省庁等改革による施策等の融合化・効率化・一体的展開」が削除され、6項建てに戻された。

⑦ 第Ⅲ部第5章「社会資本の整備」では、第1節「ポイント」が削除され、「基礎知識」が第1節となった。この構成は他の経費各論とは異なるものである。また、第1節「基礎知識」も内容が変更され、第1項「社会資本の定義」、第2項「公共投資の推移」、第3項「公共事業の効率化・透明化の徹底」、第4項「公共事業関係長期計画（5カ年計画等）」になった。

⑧ 第Ⅲ部第6章「経済協力」では、第3節「平成14年度予算における経済協力」で各項の表題が変更された、すなわち、第1項「概要」、第2項「経済開発等援助費（二国間無償資金協力）」、第3項「食糧増産等援助費（二国間無償資金協力）」、第4項「国際協力

事業団事業費」，第5項「外国人留学生経費」，第6項「国際分担金・拠出金等」，第7項「国際協力銀行出資金」である。

⑨ 第Ⅲ部第7章「防衛力の整備」では，第2節「基礎知識」第3項の表題が「新中期防の概要」から「現中期防の概要」に変更された。

取り留めない話になるが，中期防（中期防衛力整備計画）の見出しを見ると，1999年度版「新中期防」→2000年度版「現行中期防」→2001年度版「新中期防」→2002年度版「現中期防」というように，「新」と「現」が毎年のように入れ替わっている（表3-17）。察するに，それまでの中期防衛力整備計画（08中期防）が2001年度から新しい中期防衛力整

表3-17 『図説 日本の財政』第7章「防衛力の整備」
第2節「基礎知識」各項の見出し

『図説』年度版	「基礎知識」の構成	備考			
1998年度版	(1)防衛力整備計画等の系譜	国防の基本方針一九五七年五月二〇日	平成8年度以降に係る防衛計画の大綱	〇八中期防衛力整備計画	
	(2)新防衛大綱の概要				
	(3)新中期防の概要				
	(4)防衛関係費の特徴				
1999年度版	(1)我が国の防衛力整備の考え方				
	(2)新防衛大綱の概要				
	(3)新中期防の概要				
	(4)防衛関係費の特徴				
2000年度版	(1)我が国の防衛力整備の考え方				
	(2)新防衛大綱の概要				
	(3)現行中期防の概要				
	(4)防衛関係費の特徴				
2001年度版	(1)我が国の防衛力整備の考え方		注A	一三中期防衛力整備計画	注B
	(2)新防衛大綱の概要				
	(3)新中期防の概要				
	(4)防衛関係費の特徴				
2002年度版	(1)わが国の防衛力整備の考え方				
	(2)新防衛大綱の概要				
	(3)現中期防の概要				
	(4)防衛関係費の特徴				
2003年度版	(1)我が国の防衛力整備の考え方				
	(2)現防衛大綱の概要				
	(3)現中期防の概要				
2004年度版	(1)我が国の防衛力整備の考え方				
	(2)現防衛大綱の概要				
	(3)現中期防の概要				
	(4)今後の防衛力のあり方				
2005年度版	(1)我が国の防衛力整備の考え方				
	(2)新防衛大綱の概要				
	(3)新中期防の概要				
2006年度版	(1)我が国の防衛力整備の考え方				
	(2)現防衛大綱の概要				
	(3)現中期防の概要				

(注) 2004年度版のみ第6章。

A：「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」2004年12月10日安全保障会議及び閣議決定。

B：「17中期防衛力整備計画」2004年12月10日安全保障会議及び閣議決定。

備計画（13中期防）に変わるのを見計らって、2000年度版でそれまでの「新中期防」を「現行中期防」に直されたものと思われる。

ついでにいえば、防衛計画の大綱については、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（08大綱）は2002年度版まで「新防衛大綱」と呼ばれ、2003年度版から「現防衛大綱」に変更された。08大綱が新しい「平成17年度以降に係る防衛力整備計画」に変わるのは2005年度からである。なお、13中期防も2005年度から新しい中期防衛力整備計画（17中期防）に変わったので、2005年度版では「新防衛大綱」と「新中期防」になった。

⑩ 第Ⅲ部第13章「平成14年度財政投融资計画」では、内容が大幅に変更され、第1節「財政投融资計画策定の基本的考え方」、第2節「平成14年度財政投融资計画の特色」、第3節「原資」、第4節「財投債」、第5節「財投機関債」、第6節「政策コスト分析」、第7節「平成13年度財政投融资計画の追加について」、である。

⑪ 第Ⅴ部第1章「アメリカ」では、第2節「財政政策の足どり」で、1989年以降に新たな時期区分が設定され、第5項「長期景気拡大化における財政収支の黒字化（1989年～2000年）」、第6項「ブッシュ政権の経済政策（2001年～）」の6期区分に改訂された。

以上で注目されるのは、この年度から金融政策について記述がされるようになったことである。第Ⅲ部「平成14年度予算」第1章「総説」第1節「平成13年度の経済運営」では、第3項「デフレへの対応」を置いた上で、第4項「平成13年度の金融政策運営」では、日本銀行の量的緩和政策が解説され、補論「金融政策をめぐる様々な議論」では、いわゆる「インフレターゲット」論をめぐる議論が紹介されている。

（7）2003年度版（川北 力編）

2003年度版と次の2004年度版の編集は川北力氏^{ちから}が担当された。2003年度版の章別構成は以下の通りである。

はしがき（1）

目次（22）

第Ⅰ部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能（5）

第2章 財政をめぐる理論（34）

第3章 財政の現状（25）

第Ⅱ部 財政の仕組み

第1章 日本の財政制度（21）

第2章 財政投融资制度（15）

第3章 地方財政制度（8）

第4章 国庫金制度（4）

第Ⅲ部 平成15年度予算

第1章 総説（64）

- 第2章 歳入の概要と税制改正 (11)
- 第3章 社会保障の構造改革 (25)
- 第4章 文教及び科学技術の振興 (14)
- 第5章 社会資本の整備 (17)
- 第6章 経済協力 (11)
- 第7章 防衛力の整備 (11)
- 第8章 中小企業施策の推進 (9)
- 第9章 農林水産業の振興 (8)
- 第10章 エネルギー対策の推進 (8)
- 第11章 国債費 (3)
- 第12章 地方財政 (10)
- 第13章 財政投融资計画 (13)
- 第Ⅳ部 我が国財政のあゆみ (16)
- 第Ⅴ部 欧米諸国の財政
 - 第1章 アメリカ (22)
 - 第2章 イギリス (11)
 - 第3章 ドイツ (17)
 - 第4章 フランス (13)
- 資料編 (45)
- 索引 (6)

「はしがき」で編者の川北氏は、「日本経済は、世界的規模での社会経済変動の中、複合的な構造要因による停滞に直面しており、戦後経験したことのないデフレ状態にあります。日本の再生と発展のため、大胆な構造改革を進め、21世紀にふさわしい仕組みを作ることが求められています。／とりわけ、わが国の財政事情は歴史的にも国際比較で見ても、他に例を見ない厳しい状況であり、そのことが国民の将来不安の背景となり、本格的な景気回復の遅れの一因となっています。いろいろな構造改革を進め、財政の健全化を図ることが不可欠です」と訴えた上で、「本書は、平成15年度予算を紹介するとともに、財政の役割やその仕組み、財政政策をめぐる議論、わが国財政のあゆみ、諸外国の財政などの要点を、図表をまじえながら、簡潔・平易に説明することを目標に編集しております。15年度予算の説明(第Ⅲ部)に当たっては、できる限り読みやすく、分かりやすいものとなるよう努力しています。また、「第Ⅰ部 財政についての基本問題」と「第Ⅱ部 財政の仕組み」については、最近の財政構造改革の動き等を踏まえて内容の改訂を行っております。／本書の刊行は、今回で49回目を迎えました。本書が多くの方々に財政の現状やこれからの役割等についてご理解をいただき、また、財政のあり方について身近な問題としてお考えいただく一助となることを、執筆者一同願っております」と述べられている¹²⁸⁾。

ここに記されているように、2003年度版では第Ⅰ部～第Ⅲ部で「内容の改訂」がかなり

行われている。前年度版からの変更点を整理すると、以下の通りである。

① 第Ⅰ部第2章「財政をめぐる理論」では、第4節「財政赤字に関する議論」の4つの項の順番が入れ替えられ、第1項「財政の硬直化」、第2項「財政の持続可能性に対する市場の信認」、第3項「金利の上昇とクラウディング・アウト」、第4項「非ケインズ効果」、に変更された。

② 第Ⅰ部第3章「財政の現状」の後に付論「「財政構造改革」について」が設けられた。

③ 第Ⅱ部では、第2章と第3章の表題にそれぞれ「制度」が付けられ、第2章「財政投融資制度」、第3章「地方財政制度」とされた。

その第3章「地方財政制度」では、第2節「国家財政と地方財政の関係」で、第6項の表題が「その他」から「その他の措置」に変更され、第7項「「国と地方の改革」」が追加され、6項建てから7項建てになった。

④ 第Ⅱ部第4章「国庫金制度」では、第1節「国庫金制度」に項が設けられ、第1項「国庫金」、第2項「国庫金の取扱い機関」、第3項「国庫金の種類」、第4項「国庫の資金繰り」の4項建てにされた。

⑤ 第Ⅲ部第1章「総説」では、第1節「平成14年度の経済運営」で、前年度版第3項「デフレ問題への対応」が削除され、3項建てになった。また、補論1「日本銀行法改正の背景と新日本銀行法下での金融政策運営の変遷」が追加された。補論1は、第1項「日本銀行法改正の背景」、第2項「日本銀行法の改正のポイント」、第3項「新日本銀行法の下での金融政策運営」からなる。補論1の追加により、前年度版の補論「金融政策をめぐる様々な議論」は補論2にされるとともに、2つの項、すなわち、第1項「金融政策の運営と手段」、第2項「金融政策に関する主要な論点」が設けられた。

第3節「平成15年度予算の概要」は、第1項「平成15年度予算の特色」、第2項「将来の発展につながる分野への重点配分」、第3項「予算執行調査の結果の活用」、第4項「主要な経費」に改訂された。

⑥ 第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」では、第1節「歳入の概要」で項がなくされるとともに、第2節「税制改正」と第3節「関税改正」が税制と関税の年次改正に対応して変更された。すなわち、第2節は第1項「平成15年度税制改正の概要」、第2項「法人関連税制」、第3項「相続税・贈与税」、第4項「金融・証券税制」、第5項「土地・住宅税制」、第6項「個人所得課税」、第7項「消費税」、第8項「酒税・たばこ税」、第9項「その他」、第3節は第1項「特惠関税制度の改正」、第2項「暫定税率の適用期限の延長等」、第3項「知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化」、第4項「通関の一層の効率化のための対応」で構成されている。

⑦ 第Ⅲ部第3章「社会保障の構造改革」では、第1節「ポイント」で項がなくされた。第2節「基礎知識」では前年度版第2項「社会保障制度のあゆみ」が削除された。

⑧ 第Ⅲ部第4章「文教及び科学技術の振興」では、内容が大幅に変更され、第1節「ポイント」、第2節「基礎知識」、第3節「平成15年度文教及び科学振興関係予算」、第4節「平成15年度文化関係費」というように、経費各論の他の章と同一のスタイルにされた（予算が2つに分かれているところは異なるが）。第1節と第4節には項はなく、第2節は第1項「学校教育制度」、第2項「教育改革」、第3項「科学技術の振興」、第3節は第1節「概要」、第2項「義務教育費国庫負担金」、第3項「科学技術振興費」、第4項「文教施設費」、第5項「教育振興助成費」、第6項「育英事業費」、第7項「国立学校特別会計繰入」で構成されている。

⑨ 第Ⅲ部第5章「社会資本の整備」では、前年度版で削除された第1節「ポイント」が戻された。第2節「基礎知識」は、4項建てに「公共事業の分類」が追加されて5項建てになり、第1項「社会資本の定義」、第2項「公共事業の分類」、第3項「公共投資の推移」、第4項「公共事業の効率化・透明化の徹底」、第5項「社会資本整備の計画」に改訂された。

⑩ 第Ⅲ部第6章「経済協力」では、第2節「基礎知識（経済協力の現状）」の第3項が「ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた努力」に変更された。また、第3節「平成15年度予算における経済協力」が簡素化され、第1項「概要」、第2項「二国間無償資金協力」、第3項「二国間技術協力」、第4項「その他」、に集約された。

⑪ 第Ⅲ部第7章「防衛力の整備」では、第2節「基礎知識」で第4項「防衛関係費の特徴」が削除され、3項建てになり、第2項の表題が「新防衛大綱の概要」から「現防衛大綱の概要」に変更された。第3節「平成15年度防衛関係予算」は内容が大幅に改訂され、第1項「概要」、第2項「伝統的な3分類」、第3項「正面関係経費と広報関係経費」、第4項「SACO関係経費」、第5項「予算執行調査の結果の反映」で構成されている。

⑫ 第Ⅲ部第8章「中小企業施策の推進」では、第3節「平成15年度中小企業対策予算」で項が詳細に設けられ、第1項「概要」、第2項「中小企業の事業環境の整備」、第3項「中小企業総合事業団の事業運営」、第4項「中小企業の経営支援」、第5項「小規模事業対策」、第6項「中小企業新技術等振興費」、第7項「中小企業総合事業団信用保険部門出資等」、第8項「中小企業退職金共済制度」、第9項「政府系中小企業金融機関」で構成されている。

⑬ 第Ⅲ部第9章「農林水産業の振興」では、第2節「基礎知識」の第1項が「わが国農政の変遷」から「我が国の農林水産行政の推移」に改訂された。第3節「平成15年度農林水産関係予算」では項が増やされ、第1項「概要」、第2項「施策の重点」、第3項「公共事業関係費」、第4項「食料安定供給関係費」、第5項「一般農政費」になった。

⑭ 第Ⅲ部第10章「エネルギー対策の推進」では、第2節「基礎知識」の第1項が「わが国のエネルギー供給構造」から「我が国の石油需給構造」に変更された。また、第3節「平成15年度エネルギー対策予算」では、第4項以下の順番が変更され、第4項「電源立地対策」、第5項「電源利用対策」、第6項「原子力対策」、第7項「石炭対策」に並び替えられた。

⑮ 第Ⅲ部第11章「国債費」では、第2節「基礎知識」に項が設けられ、第1項「我が国における国債発行の経緯」、第2項「国債費の分類」の2項建てになった。

⑯ 第Ⅲ部第12章「地方財政」では、第2項「基礎知識」が設置されて、経費各論の他の章とほぼ同じスタイルにされた。また、第4節「平成15年度地方財政対策」では、項が設けられ、第1項「概要」、第2項「主な措置」の2項建てになった。

⑰ 第Ⅲ部第13章では、表題が前年度版「平成14年度財政投融资計画」から「財政投融资計画」に変更された。また、第1節「ポイント」、第2節「基礎知識」が新設され、経費各論の他の章と同じようなスタイルにされた。第3節「平成15年度財政投融资計画について」には項が設けられ、第1項「平成15年度財政投融资計画の特色」、第2項「平成15年度財政投融资計画の重要施策」の2項建てにされた。第4～8項は前年度版第3～7項と同様である。

⑱ 第Ⅴ部第1章「アメリカ」では、第2節「財政政策の足どり」の第6項が「ブッシュ政権の経済政策（2001年～）」から「ブッシュ政権の経済政策と財政収支の赤字化（2001年～）」に変更された。

⑲ 第Ⅴ部第4章「フランス」では、第4節が「財政複数年計画」から「複数年財政計画（財政安定化プログラム）」に変更された。

⑳ 目次のデザインが一新された。

㉑ 巻末の「索引」が復活した。これは1990年度版以来である。

（8）2004年度版（川北 力編）

『図説』は2004年度版で刊行50回目を迎えた。この記念となる2004年度版は、前年度に引き続き、川北力氏が編集担当された。この版から「編者略歴」が奥付で記されるようになり、「昭和52年大蔵省（現・財務省）入省」「現在、財務省大臣官房総合政策課長」との文章が置かれている。この形で現在に至っている。

2004年度版の章別構成は以下の通りである。

はしがき（1）

目次（20）

第Ⅰ部 財政についての基本問題

第1章 財政の役割と機能（9）

第2章 財政の現状（33）

第Ⅱ部 財政の仕組み

第1章 日本の財政制度（27）

第2章 財政投融资制度（13）

第3章 地方財政制度（8）

第4章 国庫金制度（5）

第Ⅲ部 平成16年度予算

- 第1章 総説（52）
- 第2章 社会保障の構造改革（22）
- 第3章 文教及び科学技術の振興（12）
- 第4章 社会資本の整備（17）
- 第5章 経済協力（11）
- 第6章 防衛力の整備（12）
- 第7章 中小企業施策の推進（9）
- 第8章 農林水産業の振興（7）
- 第9章 エネルギー対策の推進（7）
- 第10章 国債費（4）
- 第11章 地方財政（9）
- 第12章 財政投融资計画（7）
- 第13章 税制改正（13）
- 第Ⅳ部 我が国財政のあゆみ（16）
- 第Ⅴ部 欧米諸国の財政
 - 第1章 アメリカ（22）
 - 第2章 イギリス（11）
 - 第3章 ドイツ（15）
 - 第4章 フランス（13）
- 資料編（58）
- 索引（4）

「はしがき」で編者の川北氏は、『図説』刊行50年を振り返り、次のように述べられている。

『図説 日本の財政』は、昭和30年に創刊されて以来、大蔵省（現財務省）の調査部門の有志により書き継がれ、この平成16年度版でちょうど50回目になります。戦後復興を経て経済自立化に歩み始めた時期、新しい時代における財政のあり方が国民の関心を集めたことが刊行のきっかけだったのであります。

爾来、高度成長、安定成長、バブルの生成と崩壊、近年のデフレなど経済情勢はさまざまに変化しました。少子高齢化や国際化などにより社会構造も大きく変化しました。そうした変化の中で、我が国の財政事情は、その規模の増大や複雑化とともに一層深刻さを増し、国民の将来不安の一因にもなっています。経済と財政の構造改革が求められている現在、財政の現状を知ることが問題解決の出発点としてみます重要であるとあらためて感じています。

本書は、財政の現状の他、その役割と仕組み、我が国財政のあゆみ、欧米諸国の財政等について、図表をまじえながら、簡潔平易に説明することを目標としています。また、手軽な「財政年鑑」としても活用できるよう、平成16年度予算を説明するとともに、基礎的

資料を添付するほか、国債管理政策や公会計など最近の政策課題の説明を加えています。

本年度版もまた、これまで同様、財政の問題を考慮していただく際の参考になることを執筆者一同願っております。』¹²⁹⁾。

『図説』を「(手軽な) 財政年鑑」と位置づけたのは初めてのことである。

「はしがき」では、「基礎的資料の添付」、「国債管理政策や公会計など最近の政策課題の説明」を追加したとあるが、そのほかにも多くの変更箇所がある。前年度版からの変更箇所を整理すると、以下の通りである(図3-9)。

① 第Ⅰ部第1章「財政の役割と機能」の最後に、「参考 財政学の歴史」が置かれた。これは前年度版第2章第1節「財政学の歴史」の移動である。

② 前年度版の第Ⅰ部第2章「財政をめぐる理論」は削除された。そのうちの第4節「財政赤字に関する議論」は、2004年度版第2章の補論1「財政赤字に関する議論」とされた。

③ 以上に伴い、第Ⅰ部第2章には前年度版第3章「財政の現状」が繰り上がった。その第1節「財政の現状」では、第1項が「我が国の財政の規模」から「わが国財政の概況」に、第2節では表題が「財政の将来像の展望」から「財政の課題」に、その第2項が「国民の受益と負担(国民負担率)からの将来展望」から「国民の受益と負担(国民負担率)の動向」に変更された。第2章には、補論1「財政赤字に関する議論」、補論2「公会計の整備について」が設けられた。

④ 第Ⅱ部第1章「日本の財政制度」では、第4節「国の収入の概要」第1項「分類」が削除され、「租税」と「国債」がそれぞれ第1項と第2項となった。補論「国債管理政策」について」が新設された。

⑤ 第Ⅱ部第2章「財政投融資制度」では、前年度版第6節「行政改革及び特殊法人改革」が削除され、5節建てになった。

⑥ 第Ⅱ部第3章「地方財政制度」では、第2節「国家財政と地方財政の関係」で、第1項「総論」と第7項「国と地方の改革」が削除され、7項建てが5項建てになった。

⑦ 第Ⅲ部第1章「総説」では、前年度版第1節の最後に置かれた補論1と補論2が削除された。第3節「平成15年度予算の概要」では、予算の内容に即して改訂され、第1項「平成16年度予算の特色」、第2項「モデル事業」、第3項「政策群」、第4項「予算執行調査の結果の活用」、第5項「特別会計の見直し」、第6項「国と地方の改革」、第7項「主要な経費」に変更された。章の終わりに、補論「金融政策運営の現況と論点」が設置された。

⑧ 前年度版の第Ⅲ部第2章「歳入の概要と税制改正」が削除された。このうちの第2節「税制改正」と第3節「関税改正」については、第13章「税制改正」に移動された。

⑩ 第Ⅲ部第2章「社会保障の構造改革」では、第2節「基礎知識」で前年度版第1項「社会保障制度の仕組み」が削除され、8項建てから7項建てになった。

129)『図説 日本の財政』2004年度版、はしがき、iii ページ。

図3-9 2003年度から2004年度版への構成上の変化

2003年度版		2004年度版	
はしがき		はしがき	
目次		目次	
第I部 財政についての基本問題		第I部 財政についての基本問題	
第1章 財政をめぐめる理論		第1章 財政の役割と機能	
第2章 財政の現状		第2章 財政の歴史	
第3章 付論 「財政構造改革」について		第2章 財政の現状	
		補論1 財政赤字に関する議論	
		補論2 公会計の整備について	
第II部 財政の仕組み		第II部 財政の仕組み	
第1章 日本の財政制度		第1章 日本の財政制度	
第2章 財政投融資制度		補論 「国債管理政策」について	
第3章 地方財政制度		第2章 財政投融資制度	
第4章 国庫金制度		第3章 地方財政制度	
第III部 平成15年度予算		第4章 国庫金制度	
第1章 総説		第III部 平成16年度予算	
補論1 日本銀行法改正の背景と新日本銀行法下での金融政策運営の変遷		第1章 総説	
補論2 金融政策をめぐるさまざまな議論		補論 金融政策運営の現況と論点	
第2章 歳入の概要と税制改正		第2章 社会保障の構造改革	
第3章 社会保障の構造改革		第3章 文教及び科学技術の振興	
第4章 文教及び科学技術の振興		第4章 社会資本の整備	
第5章 社会資本の整備		第5章 経済協力	
第6章 経済協力の整備		第6章 防衛力の整備	
第7章 防衛力の整備		第7章 中小企業施策の推進	
第8章 中小企業施策の推進		第8章 農林水産業の振興	
第9章 農林水産業の振興		第9章 エネルギー対策の推進	
第10章 エネルギー対策の推進		第10章 国債費	
第11章 国債費		第11章 地方財政	
第12章 地方財政		第12章 財政投融資計画	
第13章 財政投融資計画		第13章 税制改正	
第IV部 我が国財政のあゆみ		第IV部 我が国財政のあゆみ	
我が国財政のあゆみ		第V部 我が国財政のあゆみ	
第V部 我が国財政のあゆみ		我が国財政のあゆみ	
第1章 アメリカ		第1章 欧米諸国の財政	
第2章 イギリス		第2章 アメリカ	
第3章 ドイツ		第3章 イギリス	
第4章 フランス		第4章 ドイツ	
資料編		第4章 フランス	
索引		資料編	
		索引	

⑨ 第Ⅲ部第3章「文教及び科学技術の振興」では、第3節「平成16年度文章及び科学振興関係予算」で、前年度版第7項「国立学校特別会計繰入」が削除され、7項建てから6項建てになった。

⑩ 第Ⅲ部第6章「防衛力の整備」では、第2節「基礎知識」に第4項「今後の防衛力のあり方」が追加され、4項建てになった。

⑪ 第Ⅲ部第7章「中小企業施策の推進」では、第3節「平成16年度中小企業対策予算」の項に追加・変更・並び替えが行われ、第1項「概要」、第2項「中小企業の事業環境の整備」、第3項「中小企業の経営支援」、第4項「中小企業総合事業団の事業運営」、第5項「独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費」、第6項「中小企業の創業及び育成支援」、第7項「中小企業新技術開発推進」、第8項「中小企業総合事業団信用保険部門出資等」、第9項「中小企業退職金共済制度」、第10項「政府系中小企業金融機関」で構成されている。

⑫ 第Ⅲ部第10章「国債費」では、第2節「基礎知識」の内容が改訂され、第1項「国債費の分類」、第2項「公債償還の仕組み」の2項建てになった。

⑬ 第Ⅲ部第12章「財政投融资計画」では、前年度版第7節と第8節が削除され、6節建てになった。

⑭ 第Ⅲ部第13章「税制改正」が新設された。これは基本的に前年度版第Ⅲ部第2章の第2節「税制改正」、第3節「関税改正」の移動である。第1節「税制改正」は第1項「平成16年度税制改正の基本的考え方」、第2項「平成16年度税制改正の概要」、第3項「「あるべき税制」の具体化に向けて」、第2節「関税改正」は第1項「暫定税率等の適用期限の延長及び個別品目の関税率の改正」、第2項「知的財産権侵害物品に係る認定手続きの充実」、第3項「税関における水際取締まりの強化」で構成されている。

⑮ 第Ⅳ部「我が国財政のあゆみ」では、前年度版第5節「戦後の財政（昭和21年以降）」が2つの節に分割された。第1節「高度成長・安定成長期の財政（昭和21年～昭和60年）」は第1項「経済社会の復興と自立（昭和21年～昭和30年）」、第2項「高度経済成長期（昭和30年～昭和45年）」、第3項「経済構造の転換期（昭和45年～昭和50年）」、第4項「安定成長期（昭和50年～昭和60年）」、第2節「バブル経済以降現在までの財政（昭和60年以降）」は第1項「バブル経済の生成・崩壊とその後（昭和60年～平成8年）」、第2項「財政構造改革への取組み（平成9年～）」で構成されている。

⑯ 第Ⅴ部第1章「アメリカ」では、第1節「予算制度」で前年度版第3項「財政赤字削減手続き」が削除され、4項建てから3項建てになった。第2節「財政政策の足どり」で前年度版第1項、第2項が削除され、7項建てが1961年度以降ののみの5項建てになった。

⑰ 第Ⅴ部第2章「イギリス」では、第2節「財政政策の足どり」で第1項、第2項が削除された上、1979年以降が2つの時期に集約され、第1項「サッチャー・メージャー政権下の財政政策（1979～96年）」、第2項「ブレア政権下の財政政策（1997年～）」の2項建てになった。

⑱ 第V部第3章「ドイツ」では、第2節「財政政策の足どり」で時期区分が簡素化され、第1項「西ドイツ経済の復興と発展(1945～67年)」, 第2項「財政政策の登場(1967～78年)」, 第3項「積極的財政政策の失敗と財政再建への取組み(1978～90年)」, 第4項「ドイツ統一による財政赤字拡大(1990～98年)」, 第5項「シュレーダー政権の財政政策(1998年10月～)」となった。

⑲ 第V部第4章「フランス」では、第2節「財政政策の足どり」で時期の明示され、第1項「ミッテラン政権下の財政政策(1981～94年)」, 第2項「シラク政権下の財政政策(1995年～)」の2項建てになった。

以上のように、2004年度版では、「参考」「補論」が多用されている。第I部第1章では「参考 財政学の歴史」、同第2章では「補論1 財政赤字に関する議論」、「補論2 公会計の整備について」、第II部第1章では「補論 「国債管理政策」について」、そして第III部第1章では「補論 金融政策運営の現況と論点」と5つの参考、補論が設けられた。

ただ、筆者にとってショックだったのは、「財政学の歴史」や「財政赤字に関する議論」を「参考」「補論」としたことである。財政理論の部分について、まとまった記述をされなくなってしまったのは残念というしかない。編者が『図説』を「財政年鑑」と位置づけたのは、日本財政、とりわけ年度予算の解説にこそ『図説』の使命があるとの判断を押し出されず意味だったのか。いずれにせよ、1983年度版以来の財政理論重視(理論重視といってもケインズ経済学批判重視であるが)の流れを断ち切るものと思われた。

(9) 小括——大蔵省スキャンダルの余波と『図説』

1997年度版から2003年度版まで、『図説』の編者の肩書きが外された。1996年度まで、編者の「大蔵省大臣官房調査企画課長」という肩書きが表紙などに明記されていたのが、1997年度版から編者の肩書きはなくされ、「はしがき」で、「本書は、大蔵省大臣官房調査企画課等に勤務する者が、休日などを利用して執筆したものです。」の一文を掲げた。1998年度版でも同様に、編者の肩書きは記されず、「はしがき」で、「本書は、大蔵省大臣官房総合政策課等に勤務する者が、休日などを使って執筆したものです。」の一文を掲げていた。1999年度版になると、編者の肩書きだけでなく、1997年度版や1998年度版のような一文もなくされて、誰が編集し、執筆したかが分からない書物になってしまった。

さすがにこれは行き過ぎと判断されたのか、2004年度版になって、奥付に「編者略歴」が設けられ、入省年と「現在、財務省大臣官房総合政策課長」を掲げるようになった。2007年度版では、奥付で「編著者」として名前を掲げ、「略歴」として入省年と「現在、財務省大臣官房総合政策課長」を掲げるようになり現在に至っている。

1997年度版が出版された当時、大蔵省不祥事、接待事件がメディアを賑わせていた。1995年には、「リゾート王」と呼ばれたイー・アイ・イー(E I E)グループ総裁で、東京協和信用組合理事長の高橋治則が逮捕され、その中で大蔵省主計局次長や東京税関長が高橋から過剰な接待を受けていたことが発覚した¹³⁰⁾。さらに1998年になると、東京新宿・歌舞伎町のしゃぶしゃぶ店「楼蘭」、俗に「ノーパンしゃぶしゃぶ」という言葉を一躍有

名にした風俗店を舞台にした、大手証券会社や銀行の大蔵省担当者（MOF担）による大蔵省職員への過剰接待が明るみに出た¹³¹⁾。

大蔵省出身の野口悠紀雄氏は、当時を振り返り、次のように述べられている。

「1995年、「大蔵省スキャンダル」が暴かれ、大蔵省は大混乱に陥りました。私の友人や先輩の多くも、この騒動に巻き込まれていきました。

始まりは、95年3月のE I Eの高橋治則の国会証人喚問でした。高橋は衆議院予算委員会で田谷広明東京税関長に対する自家用機での香港旅行などの接待の事実を暴露、高橋と中島義雄主計局長との交際も明らかになりました。2人は大蔵省から訓告処分を受け、その後辞職しました。

それからは、まるでパンドラの箱が開いたように、次々とスキャンダルが暴かれていきました。その象徴として、「ノーパンしゃぶしゃぶ」という言葉があります。ここに書くのも汚らわしい言葉ですが、要するに銀行のMOF担が大蔵官僚の接待に用いたとされる風俗店です。この言葉によって大蔵省は徹底的に叩きのめされたと、私は思います。

大蔵省に対する設定事件は、それまでもありました。たとえば日本鉄道建設公団が料亭で大蔵官僚を接待したという、79年の事件があります。さかのぼれば、48年の昭和電工事件でも、当時の主計局長だった福田赳夫が逮捕されています（58年無罪）。

これらは、いずれも大きな問題にはなりませんが、大蔵省という組織の基盤を揺るがすまでには至りませんでした。それは、鉄建とか電工といった言葉にインパクトがなかったからでしょう。しかし、95年のスキャンダルでは、接待に使われた風俗店の名によって、大蔵省に対する社会の信頼は完全に失われました。名前は、決定的に重要なのです。

……大蔵省を辞職した中島義雄は、日比谷高校出身で、私と同様に母子家庭だったこともあって、親近感を持っていました。中島の不祥事のニュースが報じられたときにも、「報道されているようなことはあり得ない。何かの間違いだろう」とぎりぎりまで信じていたのです。ですから、彼の辞職には、「裏切られた」という思いがあります。

それこそが、入省の日に、高木文雄秘書課長が「これ以上は、やるな」と新人たちに諭したことでした。大蔵省スキャンダルの対象となった官僚たちは、その一線を踏み越えてしまったのです。¹³²⁾

大蔵省局長等に対する「財務省職員の綱紀の厳正な保持を図るため、大蔵省職員倫理規程Ⅰ及びⅡを次のように定める。」とする1996年12月26日付けの三塚博大蔵大臣による文書（大蔵省訓令第5号）では、「大蔵省職員倫理規程Ⅰ」の第5条で「職員は、関係業者等との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。」と定め、その第6号に「講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。」を掲げた¹³³⁾。『図説』のような「出版物」に対す

130) 日経ビジネス編『【真説】バブル——宴はまだ、終わっていない——』（日経BP社、2000年）は、高橋治則に焦点を当てて1980年代のバブルと1990年代のその破たんを描いている。

131) 森功『平成経済事件の怪物たち』文藝春秋社、2013年、162ページ。

132) 野口悠紀雄『戦後経済史——私たちはどこで間違えたのか——』東洋経済新報社、2015年、257～260ページ。

る「報酬」の取り扱いが、編者の肩書きの記載とも関わると見られたのであろう。過剰な反応と思われるが、当事者たちにはそのような対応が必要な風潮であったのであろう。

ところで、『図説』の編集・発行の仕事をしていた調査企画課は、総合政策課に変わった。総合政策課の所掌事務は財務省組織令（2000年6月7日政令第250号）第18条によれば、現在、以下の通りである。

- ①財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- ②財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関すること。
- ③財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関すること。
- ④国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の総括に関すること。
- ⑤内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- ⑥内外財政経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。
- ⑦財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。
- ⑧準備預金制度に関すること。
- ⑨金融機関の金利の調整に関すること。
- ⑩金融審議会金利調整分科会の庶務に関すること。

『図説』の仕事は、⑤の「内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関すること」の1つと思われる。

調査企画課時代、所掌事務は以下のものであった（大蔵省組織令〔1952年8月30日政令第386号〕第17条、ただし財政金融研究所の所掌に属するものを除く）。

- ①内外財政経済に関する調査を行うこと。
- ②財政経済一般に関する基本的な運営方針についての調査及び企画に関すること。
- ③内外財政経済に関する調査統計に基づく総合的な研究分析を行うこと。
- ④内外財政経済に関する資料及び情報の収集を行うこと。
- ⑤内外財政経済に関する統計の作成並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

この時代には『図説』の編集・発行は⑤の「内外財政経済に関する統計の作成並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと」に属する仕事であり、「印刷物の頒布及び刊行」と明示的に書かれている。

さて、構成上の特徴については、各年度版でおいおい述べてきたように、形式化が進み、付論や補論が多用されるようになった。また、財政理論の展開も次第に少なくなっていた。もっとも、金融政策の記述が加わるなど、充実した面もある。

(続く)

133) 「衆議院議員保坂展人君提出大蔵省不祥事と疑惑解明に関する質問に対する答弁書」(1998年2月13日受領答弁第6号, 1998年2月13日内閣衆質142第6号)より(衆議院のホームページ http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b142006.htm)。